

平成30年度
建設産業担い手確保・育成事業
事業説明会

日 時：平成30年4月27日（金）13：30～

開催場所：鹿児島県建設センター 6階大ホール

会 次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

(一社) 鹿児島県建設業協会

人材育成対策室長 加世田 登

3 事業説明

(1) 事業の概要について

(2) 募集案内・事業の留意点等について

4 質疑応答

建設産業担い手確保・育成事業助成金 募集要項

一般社団法人鹿児島県建設業協会
人材育成対策室

この事業は、一般社団法人鹿児島県建設業協会が、建設業における担い手の確保を図るため、新規の雇用者を対象に人件費及び研修費等の一部を助成するものです。

助成金交付の対象となる企業や助成対象経費等の事業の詳細は、「**建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領**」をご覧ください。

◎ 申請資格

- 1 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業を営む者であること
但し、技術者、技能労働者を新規雇用するものであること
- 2 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）
- 3 県税を滞納していないこと
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと
- 5 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと
- 6 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと
- 7 担い手確保・育成業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているとともに、事業の実施に協力的であること

◎ 助成対象経費

- 1 新規雇用者の人件費
 - (1) 賃金（自社の給与規定によること）
 - (2) 通勤手当等の諸手当（通勤手当、出勤（精勤、皆勤）手当）
 - (3) 事業主負担分社会保険料（ただし、労災保険料は、事業期間内の納付確認が困難なため助成対象経費から除外する。）
 - (4) 賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務づけられているもの
- 2 人材育成計画に基づく研修等の経費
- 3 国又は県等の公的機関から他の補助金を受けている場合は、助成金の交付対象としない。
- 4 新規雇用者1人当たりの対象人件費は、月額200千円以内（社会保険料等の事業主負担分を含む）とする。
- 5 助成金の交付対象となる新規雇用者数は、全体で30名程度とする。

◎ 助成額

助成対象経費の2分の1以内。

◎ 事業期間

平成30年度の事業は、平成31年2月末までの経費を対象とする。

◎ 実施方法

「建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領」に基づき行いますので、十分目を通したうえで申請を行ってください。

◎ 応募方法

以下の応募書類を、募集期間内に当協会へ郵送または持参により提出してください。

- 1 助成金交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 課税(免税)事業者届出書（様式第3号）
- 4 関係書類

※交付申請書等の様式は、当協会のホームページからダウンロードしてください。

その他、不明な点につきましては、当協会までお問い合わせください。

◎ 交付の決定

- 1 審査 当協会が別に定める検討委員会の意見を聞いて、助成金の交付を決定します。
- 2 結果通知 審査の結果は、書面により通知します。

◎ 交付決定の取消し、交付済みの助成金の返還等

- 1 助成事業を中止又は廃止したとき
- 2 助成金を他の用途に使用したとき

◎ 助成金の交付

- 1 事業完了後、実績報告書の提出を受けて所定の検査を実施し、その後、交付請求書の提出により交付します。
- 2 助成金の交付は予算の範囲内となるため、助成企業への交付決定額は概算額とする。
- 3 助成金の交付対象となる新規雇用者数が30名程度に達したか否かの判定は、交付要領第10条に定める助成対象事業者が提出する新規雇用報告書の受付順で行う。

◎ 募集期間

平成30年5月1日（火）～平成30年5月18日（金）午後5時まで（書類必着）

◎ 書類提出先およびお問い合わせ先

一般社団法人鹿児島県建設業協会 人材育成対策室 担当：齊藤、重山
〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番10号
鹿児島県建設センター5F TEL：099-230-0081 FAX：099-230-0082
E-mail：jinzai03.kakenkyo@athena.ocn.ne.jp

担い手確保事業 新旧年度の変更点

(一社)鹿児島県建設業協会
人材育成対策室

区 分	今年度（新）	昨年度（旧）
1 事業方式	助成金方式 ・企業が新規に雇用した場合に、賃金等の経費を助成する	
2 事業の進め方	交付申請（企業） ↓ <u>交付決定</u> （協会） ↓ 業務終了届（企業） ↓ 業務完了検査（協会） ↓ 額の確定 （協会） ↓ 助成金の交付請求	
3 新規雇用者の雇用形態	・ 正規雇用 （正社員）	
4 対象人件費	・ 人件費 1/2 助成 新規雇用者 1 人当たり 月額 200 千円を限度 (賞与支給月は給与と合算)	・ 人件費 1/2 助成 新規雇用者 1 人当たり 年額 2,915 千円を限度
5 事業主負担分 社会保険料	・ 事業主負担分の社会保険料を助成対象とする ただし、労災保険料は助成対象としない	・ 事業主負担分の社会保険料を助成対象とする
6 経理区分	・ 経理区分なし 専用口座開設不要	・ 専用口座開設 通帳処理及び報告
7 月報書類	・ 給与台帳(給与明細)、報告書の提出 出勤簿、勤務記録日誌の提出不要	・ 給与台帳(給与明細)、出勤簿、勤務記録日誌、報告書の提出
8 作業服・ 工具・器具等 の購入助成	・ 助成対象としない	
9 助成対象の 新規雇用者数	・ 30 名程度（先着順）	・ 実績数 32 名

建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領

一般社団法人 鹿児島県建設業協会

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県と一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）が締結した「建設産業担い手確保・育成事業業務委託契約」に基づき、協会が担い手確保に要する経費の一部を助成することを目的として交付する建設産業担い手確保・育成事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成金交付対象企業)

第2条 助成金交付対象企業（以下「助成企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業（日本標準産業分類の大分類D-建設業、及び大分類L-学術研究、専門・技術サービス業のうち土木建築サービス業[742]に分類されるもの）を営む者であること
但し、技術者、技能労働者（事務職及び営業職を除く）を新規雇用するものであること
- (2) 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）
- (3) 県税を滞納していないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと
- (7) 担い手確保・育成業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているとともに、事業の実施に協力的であること

(事業に係る経費)

第3条 協会は、次の各号に掲げる経費の一部を助成するものとする。

- (1) 新規雇用者の人件費
 - ア 賃金（自社の給与規定によること）

人件費の総額のうち、1ヶ月当たりの賃金（給与月額）については、鹿児島県が定めた事業実施年度の4月1日現在における公共工事設計労務単価にかかる軽作業員の日額単価に1月当たりの勤務日数（社内規定で定められている月内の勤務日数を上限とする。）を乗じて得られた金額の範囲内とし、当該金額を超える場合は助成企業が負担するものとする。

なお、給与規定で定められている月額又は実支給額が上記で求められた額を下回る場合は、実支給額を対象とする。
 - イ 通勤手当等の諸費用（通勤手当、出勤（精勤、皆勤）手当に限る。）
 - ウ 事業主負担分の社会保険料。但し、労災保険料は、事業期間内の納付確認が困難なため対象外とする。
 - エ 賞与等、企業等の社内規定において労働者への支給が義務付けられているもの。
- (2) 人材育成計画に基づく研修等の経費
 - ア 研修機関でのOFF-JTの場合（本人負担相当分）

研修機関の入学料（入学金、登録料）、授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、研修機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊まり込みの研修）、研修機関より貸与されるパソコン等

の器材のレンタル費等。

但し、作業服や工具・器具、受験料や免許登録に係る費用は対象外とする。
なお、公益社団法人鹿児島県労働基準協会等が実施する研修費用のうち、他の法律等により、「建設労働者確保育成助成金」等による給付等を受けられる場合は、関連法令等を優先することとし、助成対象外とする。

イ 助成企業が自ら行うOFF-JTの場合

外部講師の派遣にかかる謝金及び旅費、教科書代や教材費、研修に必要な資材に係る費用等（教材費等については、鹿児島県が定める消耗品の範囲内とする。）。

但し、講師の講演等に係る謝金の算出においては、県の謝金規定によること。
助成対象とするのは年間2回までとし、1回当たりの助成対象経費は100,000円（税別）以内とする。

ウ 助成企業でのOJTの場合

既存の従業員（役員及び個人事業主を除く。）が時間外に新規雇用者の指導に当たる間の当該従業員の賃金。

この場合、OJT実施計画書（様式第11号）を作成し、事前に協会に提出し承認を受けなければならない。また、OJT実施後にOJT実施報告書（様式第12号）を提出しなければならない。なお、新規雇用者が時間外に研修を受ける間の賃金（超勤手当）は、助成対象経費とはしない。

新規雇用者の指導については、専任の指導者を選任し、当該選任者が指導した時間の区分に従い、下記のOJT費用区分に規定する定額で支給される範囲において、専任者に支給される金額を対象とする。但し、専任者に支給される金額は、新規雇用者1人当たり年間100,000円（税別）までを対象経費とする。

OJT費用区分（時間外指導時間）

時間	～5時間	～10時間	～20時間	～30時間	30時間以上
金額	2,000円	5,000円	10,000円	20,000円	20,000円

また、新規雇用者が使用する教材に係る費用については、雇用者一人当たり100,000円（税別）までを対象（作業服及び工具・器具を除く。）経費とする。

- 2 国又は県等の公的機関から他の補助金を受けている場合は、助成金の交付対象としないものとする。
- 3 新規雇用者1人当たりの対象人件費は、月額200千円以内（社会保険料等の事業主負担分及び賞与支給額を含む）とする。
- 4 新規雇用者の助成事業における経費のうち、新規雇用者の人件費割合は、2分の1以上とする。
- 5 助成金の交付対象となる新規雇用者数は、全体で30名程度とする。

（助成対象経費）

第4条 協会が前条の規定により交付する助成金の対象経費への助成率は、対象経費の1/2以内とする。

- 2 新規雇用者の助成金の対象となる経費は、翌年2月末日までの雇用実績に伴う経費額を確定した額とする。
- 3 助成金の交付対象となる新規雇用者は、あらかじめ協会が予算の範囲内で定める雇用者数の範囲内とする。

なお、雇用者数が予算の範囲内に達したか否かの判定は、第10条第3項に定める助成企業が提出する「新規雇用報告書（様式第8号）」の受付順で行う。

- 4 新規雇用者が中途離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用（当日までの賃金など）を対象経費とする。

(新規雇用者)

第5条 新規雇用者の求人に当たっては、広く就職の機会を提供するため、必ず公共職業安定所等を通じて募集・採用を行うものとし、求人申込を行う際は、建設産業担い手確保・育成事業である旨を窓口に出すものとする。なお、当該求人申込（求人票）の写しを協会に提出しなければならない。

2 助成企業は、紹介を受けた求職者の中から新規雇用者を選定する。なお、複数の求職の申し出があった場合は、若年者（40歳未満）等を優先的に雇用するものとする。なお、求職者が50歳以上だった場合、個別に協会と協議することとする。

3 助成企業が新規に雇用する者は、正社員（期間の定めのない者）とする。なお、新規雇用する際は、次に掲げる書類により、本人が失業者または求職者であることの確認を行うものとする。

- (1) 雇用保険受給資格者証
- (2) 廃業届（税務署の受付印があるもの）
- (3) 公共職業安定所の紹介状及び求職受付票
- (4) 履歴書、職務経歴書
- (5) その他、失業者または求職者であることを証明できるもの

4 新規雇用者の住所が、鹿児島県内であることを履歴書その他により確認するものとする。

5 県内の事業所において、建設労働者等（技能者、技術者）を志す者を正社員として雇用するとともに、新規雇用者の計画的な人材育成を行うよう努めるものとする。

6 事業終了後も継続雇用を目指すため、新規雇用者に対して、職場での実務経験を積むO F F - J Tや職場外で講義等の研修を受講するO F F - J Tなどの方法を組み合わせることにより人材育成を行う。助成企業は人材育成計画書（様式第9号）を作成し、これに基づき新規雇用者の研修を行わなければならない。

7 新規雇用者の勤務日数は月20日程度、1日8時間勤務とし、フルタイム勤務（研修を含む。）の常用雇用とする。

8 助成事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守するものとする。

9 助成企業等は、公共職業安定所等への求人申込により就業希望者がいない場合は、協会に毎月報告するとともに、継続して公共職業安定所等に求人申込を行うものとする。

また、新規雇用者を選定して雇用を開始した後、事業の終了期間までに離職した場合も協会に速やかに離職報告書（様式第14号）により報告するとともに、新たな求人申込を公共職業安定所等に行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）、課税・免税事業者届出書（様式第3号）に次の書類を添えて、協会が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、事業計画書を作成する場合は、協会の助言を受けるものとする。

ア 決算報告書の写し

イ O F F - J Tパンフレット等の研修内容のわかるもの

ウ 給与・賃金規定の写し

エ 直近雇用者（若年者）の給与台帳又は給与明細及び採用日付の確認できる書類（保険証等）

(助成金の交付決定)

第7条 協会は、前条の規定により申請書が提出されたときは、別に定める検討委員会において「選定基準」によりその内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書（様式第4号）により行

うものとする。

- 2 協会は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。
- 3 助成金の交付は、予算の範囲内で、かつ翌年2月末日までの雇用実績に伴う経費額を確定した額となるため、助成企業への交付決定額は概算額とする。

(計画変更の承認)

第8条 助成金の交付決定を受けた企業は、次の各号に掲げる場合、事業計画変更申請書(様式第5号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、協会は必要に応じ審査委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 助成金交付の対象となった新規雇用者数を増加しようとするとき。
 - (2) 助成金交付の対象となる助成経費(以下「助成対象経費」という。)を増額しようとするとき。
 - (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 前項の承認を行なう場合は、助成金変更交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。
 - 3 協会は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、また新たな条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成企業は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、助成金交付申請取下書(様式第7号)を協会に提出することにより、申請を取り下げることができるものとする。

- 2 助成企業が翌年1月末までに第10条第3項に規定する新規雇用報告書(様式第8号)を協会に提出しなかった場合、助成金交付申請を取り下げたものとみなす。この場合、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 助成企業は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

- 2 協会は、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成企業に対し、所用の措置を講ずるよう指示することができるものとする。
- 3 助成企業は、雇用した者の希望する研修等について効果的な人材育成計画を立て、新規雇用報告書(様式第8号)、人材育成計画書(様式第9号)及び雇用台帳(様式第10号)を作成し、次の書類の写しを添付して直ちに協会に提出しなければならない。
 - ア ハローワークへの求人登録資料等(求人票、紹介状・裏面の選考結果通知)
 - イ 雇用契約書(雇用決定通知書)
 - ウ 新規雇用者の履歴書(写真付き)
 - エ 住所を確認できる書類(免許証、住民票、パスポート等(保険証不可))
 - オ 新規雇用後の保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - カ 会社規定等(就業規則、変形労働時間制に関する協定届け)
 - キ OFF-JT資料(外部研修機関パンフレット等)
- 4 助成企業は、人材育成計画書を作成及び変更したときは、協会へ提出しなければならない。なお、人材育成計画書には、職場での実務経験を積むOJTや職場外で外部講師等の研修を受講するOFF-JTの組み合わせによる研修の予定などを記載すること。なお、OFF-JTを受講する場合には事前に連絡するものとする。
- 5 助成企業は、人材育成報告書(様式第13号)、経費集計表(様式第17号別紙)を作

成し、給与明細を添付して翌月5日（若しくは別に協会が定める期日）までに協会へ報告しなければならない。

- 6 追加した新規雇用者があれば、その都度、第3項に規定する新規雇用報告書等を作成し、速やかに協会へ提出しなければならない。
- 7 助成対象事業者は、進捗状況について協会がその報告を求める場合には、随時報告するものとする。

（中間検査）

第11条 協会は、助成企業から前項に規定する新規雇用報告書等の提出があった場合、必要に応じて業務の処理状況について中間検査を行うものとし、助成企業はこれに協力しなければならない。なお、助成企業は中間検査を受ける場合、下記に定める書類を提示し確認を受けるとともに、協会職員と新規雇用者を面談させなければならない。

- ア 給与台帳・給与明細写し
- イ OJT人件費の内訳明細、OJT指導者の給与明細（申請時にOJT実施計画書（様式第11号）を提出している場合。）
- ウ OFF-JT研修内容のわかるもの（修了証等）
- エ OFF-JT助成金の証明（受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金の支給申請書及び支給申請内訳書）
- オ OFF-JT研修領収書

（途中退職者の届け出）

第12条 助成企業は、雇用した新規雇用者の雇用が、退職・解雇等で終了した場合、人材育成報告書（様式第13号）及び離職報告書（様式第14号）に、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職願（届）の写しを添えて協会に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 助成企業は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、業務終了届（様式第15号）、実績報告書（様式第16号）、収支報告書（様式第17号）及び経費集計表（様式第17号別紙）を翌年3月5日までに協会に提出しなければならない。

（業務完了検査）

第14条 協会は、助成企業から前条に規定する報告を受けた場合においては、報告書等の提出書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。なお、助成企業は、協会の行う業務完了検査時に下記の資料を提出しなければならない。

- ① 当該事業により実施した研修のテキスト、講習修了証、請求書、領収書等
- ② 社会保険料領収証書（領収済額通知書等）
- ③ OJT人件費の内訳明細（申請時にOJT実施計画書（様式第11号）を提出している場合。）
- ④ その他、事業の実施に係る資料

（助成金の額の確定）

第15条 協会は、第13条の報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成企業に助成金交付確定通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第16条 第15条に規定する交付確定通知書により通知を受けた助成企業は、助成金交付

請求書（第19号様式）に法定福利費の領収書の写しを添えてを協会に提出し、助成金の交付を受けることができる。

- 2 協会は、助成企業から概算払請求書（様式第20号）により請求がなされたときは、内容を審査の上、予算の範囲内で新規雇用者を雇用した日から3ヶ月以上経過したときの賃金の支払実績額の1/2以内の額を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 協会は、助成企業が次の各号の一に該当する場合には助成金交付決定を取り消し、助成金を支払わず、若しくは支払った助成金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく事業を履行しないとき又は履行が不完全なとき
- (2) 事業履行について不正な行為があったとき
- (3) 事業の履行に当たり協会の指導に従わないとき又はその職務の遂行を妨げたとき
- (4) 当該年度中の協会が指定する日までに、新規雇用者の雇用が生じなかったとき
- (5) 新規雇用者又は既雇用者が暴力団員等と認められるとき（助成対象事業者の役員等を含む）
- (6) 故意又は重大な過失により協会に損害を与えたとき
- (7) 労働基準法等及び関係法令等に違反する事象が認められるとき
- (8) 協会の指導・指示に従わないとき
- (9) その他、この助成金交付要領及び協会が別に定める事務処理指針に違反したとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項による取消しをした場合においては速やかに当該助成企業に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 協会は、助成金の交付決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 協会は、助成企業に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 助成企業は、第17条第1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年2.7パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成企業の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成企業は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

4 協会は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成企業の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 助成企業は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当

該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(立入検査等)

第 20 条 協会は、助成事業の適性を期するため、助成企業に対し報告させ、又は協会の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 助成企業は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 業務の処理上知り得た秘密が個人情報であるときは、その取扱を適正に行わなければならない。

(証拠書類の保管)

第 22 条 助成企業は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

2 助成企業は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

3 助成対象事業者は、業務の処理を他に委託してはならない。

4 業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、助成企業が負担する。

5 この業務から生ずる一切の法律上の訴訟については、協会の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。

平成30年度 建設産業担い手確保・育成事業に係る書類(様式)

【担い手確保事業】

手 続		提 出 書 類	備 考	チェック欄	
募集・選考・決定	助成希望企業募集	①助成金交付申請書(様式第1号)		<input type="checkbox"/>	
		②事業計画書(様式第2号)		<input type="checkbox"/>	
		③課税(免税)事業者届出書(様式第3号)		<input type="checkbox"/>	
	助成予定企業決定	①助成金交付決定通知書(様式第4号)		<input type="checkbox"/>	
	助成金計画変更・取下げ	①事業計画変更申請書(様式第5号)		<input type="checkbox"/>	
		②助成金変更交付決定通知書(様式第6号)		<input type="checkbox"/>	
③助成金交付申請取下書(様式第7号)			<input type="checkbox"/>		
交付決定以降	交付決定後	新規雇用者の募集	—	ハローワークを通じて募集	<input type="checkbox"/>
			①新規雇用報告書(様式第8号)	原本提出	<input type="checkbox"/>
			②人材育成計画書(様式第9号)		<input type="checkbox"/>
			③雇用台帳(様式第10号)		<input type="checkbox"/>
	④OJT実施計画書(様式第11号)		必要時	<input type="checkbox"/>	
	助成業務中	新規雇用者の研修	①人材育成報告書(様式第13号)		<input type="checkbox"/>
			②経費集計表(様式第17号別紙)		<input type="checkbox"/>
			③OJT実施報告書(様式第12号)	必要時	<input type="checkbox"/>
		退職・解雇等	①離職報告書(様式第14号)		<input type="checkbox"/>
	助成業務終了後	実績報告書等の提出	①業務終了届(様式第15号)		<input type="checkbox"/>
			③実績報告書(様16号)		<input type="checkbox"/>
			④収支報告書(様式第17号)		<input type="checkbox"/>
	完了検査後	助成金交付額決定	①交付確定通知書(様式第18号)		<input type="checkbox"/>
		請求書の提出	①助成金交付請求書(様式第19号)		<input type="checkbox"/>

本事業の内容を証する書類(※)は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から、5年間保存して下さい。
 (※)助成事業の経理、新規雇用の失業者の雇用、就業状況等を確認できる書類。

(例)

- 出納簿、出金伝票、領収書綴り
- 雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の写し
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し
- 労働者名簿、出勤簿、勤務日報及び賃金台帳
- 新たに雇用した労働者と締結した雇用契約書

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

住 所

企 業 名

代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金交付申請書

平成30年度建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」を実施したいので、下記のとおり助成金を交付くださるよう「建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領」第6条の規定により以下の書類を添えて申請します。

記

1. 助成金交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 課税(免税)事業者届出書(様式第3号)

ア 納税証明書(県税の有無がわかるもの)

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書

※鹿児島県建設工事入札参加資格者名簿及び鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に記載されている企業については上記ア、イの提出は不要とする

ウ 決算報告書(直近)のうち貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

エ 研修機関でOFF-JTを実施する場合は、研修機関等のパンフレット 1部

(3) その他協会が求める必要書類

ア 給与規定若しくは現在雇用している者で、直近に雇用した若年者の給与支給台帳等(給与月額及び採用日付の記録(健康保険証等)が確認できる書類を含む)

企業側連絡先	所在地	〒 _____
	担当者所属	
	担当者職氏名	
	電 話	_____
	F A X	_____
	Eメール	

(様式第2号)

事業計画書（建設産業担い手確保・育成事業）

1 企業等の概要

企業名						建設業 許可番号	
主たる事業等							
加入団体（組織） （建設業関係）							
社会保険加入状況 （加入団体名）							
従業員数	当事業所全体 （役員含む）	人	うち正規 従業員数	人	うち非正規 従業員数	人	
(内訳)	役員数	人	技術系 従業員数	人	技術系 従業員数	人	
			事務系 従業員数	人	事務系 従業員数	人	
技能・労務者等 の配置状況 ※2	資格等の名称					(うち重複資格者)	(うち役員等)
					人	人	人
					人	人	人
					人	人	人
事業目標							

・従業員数等は、申請日現在とする。

※1 正規従業員数には、常勤・フルタイムで雇用期間の定めのない労働契約を締結している従業員（取締役等の役員を除く。）の数を記載してください。

※2 資格等の欄については、事業所内における新たに雇用する予定者の職種に関連する人材育成を行うために指導等を行える技術者等の資格等を記載してください。（不足する場合は別紙を添付してください。）

2 人材育成の内容（OJT（現場での仕事を通じた訓練）の内容も含む。）

雇用予定者に対して実施する研修予定内容を記載してください。

研修予定については、資格取得等の技術向上に繋がる具体的な内容を記載してください。

複数の研修等を実施する場合は、それぞれ記載してください。

	研修内容・目的	実施予定月(期間)	概要	費用
OJT				
OFF-JT				

3 雇用予定者の人数・職種・雇用期間

採用希望人数	人		
職種 (具体的に記載)		人	人
		人	人
		人	人

※ 職種については、技能職種一覧または、建設業許可の専任技術者資格区分等を具体的に記載してください。

4 経費内訳書

平成 30 年度	①人件費（支払額）				非課税	④研修費 (消費税 込)	⑤計	備 考
	基本給	諸手当	法定 福利費	賞与等	通勤手当③			
6 月分					0	0	0	
7 月分					0	0	0	
8 月分					0	0	0	
9 月分					0	0	0	
10 月分					0	0	0	
11 月分					0	0	0	
12 月分					0	0	0	
1 月分					0	0	0	
2 月分					0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	
支払日	日		締め日	日				

新規雇用者の人件費要件（50%以上）

⑤ 助成対象経費	0 円
⑥ 助成金申請額（⑤×1/2）	0 円

(様式第3号)

課 税 (免 税) 事 業 者 届 出 書

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

下記の期間については、消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定による課税事業者（免税事業者）であるので、その旨届け出ます。

記

課税期間	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日

(様式第4号)

鹿建協第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった担い手確保・育成事業助成金については、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

「建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領」を遵守すること。

(様式第5号)

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」事業計画変更申請書

平成 年 月 日付け鹿建協第 号により交付決定のあった担い手確保・育成事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 事業内容等の変更 <input type="checkbox"/> 事業の中止	
	変 更 前	変 更 後
変更（中止）の理由		
変 更 の 内 容		
	経費の合計額 円	経費の合計額 円

(様式第 6 号)

鹿建協第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった担い手確保・育成事業助成金については、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第 8 条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

「建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領」を遵守すること。

(様式第7号)

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金交付申請取下書

平成 年 月 日付け 鹿建協第 号で交付決定通知のあった建設産業担い手確保・育成事業
助成金交付申請を建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第9条の規定により、取下げます。

記

1 交付決定額 金 円

2 取下理由

(様式第8号)

新 規 雇 用 報 告 書

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

建設産業担い手確保・育成事業(担い手確保事業)の助成事業に関して、下記の労働者を新たに雇用了たことを報告します。

住 所
企 業 名
代 表 者 氏 名

印

雇用者氏名 (年齢)	雇用者の住所	募集方法	失業者である 旨の確認方法	雇用開始日	就業の場所	従事する業務	基本賃金	雇用者の 確認印

※ 年齢は、雇用した日の満年齢を記入する。

(様式第10号)

雇用台帳（建設産業担い手確保・育成事業）

企業名	
-----	--

1 新規雇用者

氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢		<input type="checkbox"/> 右記以外 <input type="checkbox"/> 障害者
離職者等の区分	<input type="checkbox"/> 離職者 (離職した日) 年 月 日 →離職前の状況 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学卒未就職者 <input type="checkbox"/> 自営業廃業者 <input type="checkbox"/> 被災求職者 <input type="checkbox"/> その他 (卒業日または廃業日等) 年 月 日				

2 給与

給与締切日	毎月	日	給与支払日	毎月	日
賞与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		賞与支給月	月	月
					支払日 日
区 分		月額		雇用期間の合計見込額	
基本給			円	0 円	
諸手当	通勤手当		円	0 円	
	手当		円	0 円	
	手当		円	0 円	
			円	0 円	
			円	円	
小計			円	円	
◆標準報酬月額		円			

3 勤務条件

就業時間	時 分 ~ 時 分 (時間/日)
一週間当たりの勤務時間	時間
休日	
その他	

- 1 雇用に伴う、求人関係書類書類の写しを添付すること。
- 2 雇用契約書の写しを添付すること。

1 育成方針等

助成事業所名	
研修生氏名	
雇用開始日	平成 年 月 日
育成方針と目標	
指導者職・氏名	(自署) 印
有する資格	

2 研修計画

(1) 職場実習(OJT)

実施月	日数	時間	現場名・実施場所	研修内容
6月	日	H		
7月	日	H		
8月	日	H		
9月	日	H		
10月	日	H		
11月	日	H		
12月	日	H		
1月	日	H		
2月	日	H		
計	日	H		

※現場名・実施場所及び研修内容については、詳細に記載すること。

企業名

代表者氏名 (自署)

印

1 育成方針等

助成企業名	
研修生氏名	
雇用開始日	平成 年 月 日
育成の方針と目標	
指導者職・氏名	(自署) 印
有する資格	

2 研修実績

(1) 現場実習 (OJT) ※勤務時間外のみ記入

実施月	日	時間	現場名・実施場所	研修内容
月	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	日	H		
	計	0日	0H	

※ 現場名・実施場所及び研修内容については、詳細に記載すること。企業名

※ 枠が足りない場合は、枠を広げ記入してください。

企業名 _____ 印
 代表者氏名(自署) _____

人材育成報告書（担い手確保・育成事業）

（ 年 月）

育成対象者氏名					担当指導者氏名				
人材育成期間		年 月 日～ 月 日				育成日数計			
週	曜日	日	月	火	水	木	金	土	
第1週	日付								
	勤務時間								
	備考								
第2週	日付								
	勤務時間								
	備考								
第3週	日付								
	勤務時間								
	備考								
第4週	日付								
	勤務時間								
	備考								
第5週	日付								
	勤務時間								
	備考								
育成指導内容									

OJT（社内研修）

<p>(写真貼り付け)</p> <p>※社内研修の実施状況を撮影し、貼り付けてください</p>	<p>(研修の実施状況の説明)</p>
---	---------------------

OFF-JT（外部研修等）

研修名	受講日	研修機関または指導者の職・氏名	研修内容・実施方法等

※本書はひと月毎に作成し提出する（翌月5日まで）

(様式第14号)

平成 年 月 日

一般社団法人鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

㊟

建設産業担い手確保・育成事業（担い手確保事業）離職報告書

建設産業担い手確保・育成事業における新規雇用者が下記のとおり離職しましたので
建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第12条の規定により、報告します。

記

フリガナ 新規雇用者氏名		性別	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生まれ（ 歳）		
雇 用 期 間	平成 年 月 日 ） 平成 年 月 日		
離 職 の 理 由			

添付書類

1.退職願(届)写

2.雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)写 離職等年月日確認のため

3.離職月の人材育成報告書(様式第13号)の下部余白欄に、退職願(届)受理日、退職日記載

(様式第15号)

平成 年 月 日

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

住 所
企 業 名
代表者氏名

印

業 務 終 了 届

平成 年 月 日に交付決定した建設産業担い手確保・育成事業を終了しましたので
助成金交付要領第13条の規定により報告します。

記

- 1 助成事業名 建設産業担い手確保・育成事業 事業番号：
- 2 助成対象期間 平成 年 月 日～平成 31年 2月 28日
- 3 交付決定額 一金 円
- 4 助成金清算額 一金 円

企 業 名	
事 業 番 号	

収 支 報 告 書

項目		金額		摘要	
		助成金に係る分	計		
事業費(A)	総事業費				
	事業収入		/		
計		0			
事業費支出(B)	新規雇 用者の 人件費	賃金等(賞与含む)		0	
		出勤手当等		0	
		通勤手当		0	
		法定福利費		0	(事業主負担)
	小計①		0	0	
	人件費 以外の 経費	研修費(講習費) (OFF - JT)		0	
		研修費(その他) (OFF - JT) 税抜き		0	
		研修費(その他) (OFF - JT)の消費税額		0	
		研修指導費(OJT)		0	
	小計②		0	0	
	合計 ③ = (① + ②)		0	0	
④収益 (A-③)		0	0		
精算額 (③ - ④)			0		
人件費割合 (① ÷ ③)			0%		
精算額 × 0.5			0		

※ 総事業費③のうち、新規雇用の人件費の占める割合：人件費割合 (① ÷ ③) が50%以上である必要があります。
 ※ 収入(A)の事業費の額は、合計③の額と同額を記載し、事業収入を引いた額が事業に係る経費となります。

建設産業担い手確保・育成事業 経費集計表

企業名	0
事業番号	0

標準報酬額

氏名：

月分	賃金等			社会保険料(事業主負担分)						研修費				合計 月計
	賃金	出勤(精勤・皆勤)手当	通勤手当(税込込み)	手当計	賃金計	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	法定福利費計	研修(講習)費用	その他研修費用	研修指導費	
6月				0	0					0				0
7月				0	0					0				0
8月				0	0					0				0
9月				0	0					0				0
10月				0	0					0				0
11月				0	0					0				0
12月				0	0					0				0
1月				0	0					0				0
2月				0	0					0				0
賞与				0	0					0				0

(様式第18号)

鹿建協第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川 畑 俊 彦

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで終了報告のあった担い手確保育成事業助成金については、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金交付確定額 金 円

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

住 所

企 業 名

代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業「担い手確保事業」助成金交付請求書

平成 年 月 日付けで交付確定した建設産業担い手確保・育成事業について、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第16条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

請求額 金 円

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円

事業番号	
------	--

(振込先)

金融機関名		銀行		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他			
口座番号				
口座名義人	(カナ)			

電話番号				

一般社団法人 鹿児島県建設業協会
会 長 川畑 俊彦 殿

住 所

企 業 名

代表者氏名

印

建設産業担い手確保・育成事業助成金 概算払請求書

(平成 年度 第 回)

平成 年 月 日付で交付決定した建設産業担い手確保・育成事業について、建設産業担い手確保・育成事業助成金交付要領第16条の規定により、下記のとおり概算払いを請求します。

記

1 助成金の交付決定額	金	円
2 概算払受領済額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円

(振込先)

金融機関名		銀行		支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他			
口座番号				
口座名義人	(カナ)			
電話番号				

求人申込書

【裏面】

※表面もあります。忘れずにご記入ください。
ハローワーク以外への情報公開

2 3 2 1 2

1 地方自治体、民間人材ビジネス共に可
 2 地方自治体のみ可
 3 民間人材ビジネスのみ可
 4 地方自治体、民間人材ビジネス共に不可

1 欄	事業所 番号	<input type="text"/>	事業所名	<input type="text"/>
12 欄	入居可能住宅 単身用あり 世帯用あり	<input type="checkbox"/>	入居可能住宅なし	<input type="checkbox"/>
13 欄	賃金形態 1月給 3日給 4時給 5年俸 6その他	<input type="checkbox"/>	フルタイム求人では月給以外の場合はその額、パート求人では時給以外の場合はその額	月平均労働日数 <input type="text"/> 日
14 欄	a 基本給(月額平均)又は時賃額	<input type="text"/>	b 定期的に支払われる手当	a + b
15 欄	賃金締切日 毎月 月末 その他	<input type="text"/>	賃金支払日 毎月 当月 翌月 月末 その他	<input type="text"/>
16 欄	通勤手当 実質支給 上限あり 上限なし	<input type="checkbox"/>	マイカー通勤 可 不可	<input type="checkbox"/>
17 欄	昇給 あり なし	<input type="checkbox"/>	昇給率 <input type="text"/> % ~ <input type="text"/> %	<input type="checkbox"/>
18 欄	賞与 あり なし	<input type="checkbox"/>	賞与額 年 <input type="text"/> 万円	<input type="checkbox"/>
19 欄	選考方法 面接 書類選考 筆記試験 その他	<input type="checkbox"/>	選考結果通知 即日 その他	応募書類の返戻 あり なし
20 欄	課係名 役職名	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>
21 欄	電話番号	<input type="text"/>	FAX	<input type="text"/>
22 欄	Eメール	<input type="text"/>	携帯メールアドレスは不可	<input type="checkbox"/>

20 欄

求人条件にかかる特記事項

平成30年度 鹿児島県建設産業担い手確保・育成事業
失業者を雇用します

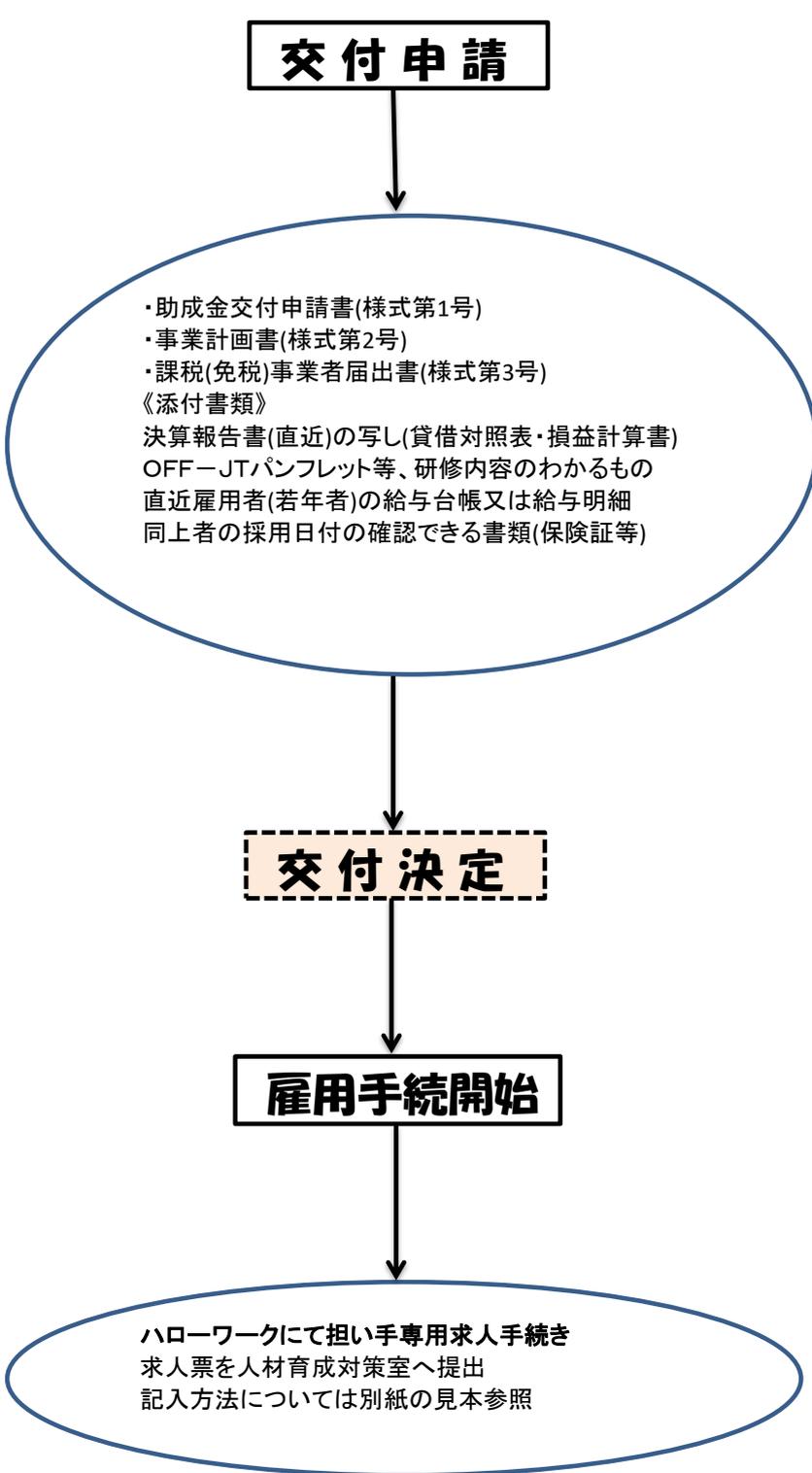
21 欄

備考

平成30年度 鹿児島県建設産業担い手確保・育成事業

※ 外国人雇用実績 あり・なし (過去3年以内)

建設産業担い手確保・育成事業 助成金交付フロー



助成金交付要領

○助成金交付要領
第6条 助成金の交付申請

○助成金交付要領
第7条 助成金の交付決定

○助成金交付要領
第5条 新規雇用者

※雇用がなかった場合は求人の更新手続き

雇用決定時

人材育成対策室へ連絡

- ・新規雇用報告書(様式第8号)
 - ・人材育成計画書(様式第9号)
 - ・雇用台帳(様式第10号)
- 《添付書類》
- ハローワーク求人申込書又は求人票の写し
 - ハローワーク紹介状及び選考結果通知の写し
 - 新規雇用者の履歴書(写真添付あり)の写し
 - 新規雇用者の身分証の写し
 - 雇用契約書(雇用決定通知書等)の写し
 - 雇用保険受給者証の写し
 - OFF-JT資料(外部研修機関パンフレット等)
 - 給与(賃金)規定・就業規則・変形労働協定届

○助成金交付要領
第10条 助成事業の遂行 3,4

毎月提出書類

- ・人材育成報告書(様式第13号)
- 《添付書類》
- 賃金台帳(給与明細)の写し

中間検査

○助成金交付要領
第10条 助成事業の遂行 4,5,6,7

○助成金交付要領
第20条 立入検査等

離職した場合

人材育成対策室へ連絡

- ・人材育成報告書(様式第13号)
 - ・離職報告書(様式第14号)
- 《添付書類》
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
 - 退職願(届)の写し

○助成金交付要領
第12条 途中退職者の届け出

実績報告

- ・業務終了届(様式第15号)
- ・実績報告書(様式第16号)
- ・収支報告書(様式第17号)
- ・経費集計表(様式第17号別紙)

○助成金交付要領
第13条 実績報告

完了検査

- 《提出書類》
実施した研修のテキスト、講習修了証等
請求書、領収書(写し)
OJT人件費の内訳明細

○助成金交付要領
第14条 業務完了検査

交付確定通知

○助成金交付要領
第15条 助成金の額の確定

業務終了後

- ・助成金交付請求書(様式第19号)
- 《提出書類》
法定福利費の領収書

○助成金交付要領
第16条 助成金の交付

※当事業の書類等(5年保管)
上記の書類、当事業で支出した経費の領収書、
会計簿等
その他、当該事業に関する書類

建設事業主等に対する助成金
(旧建設労働者確保育成助成金)のご案内(建設事業主向け)

建設事業主向け助成コース・助成額一覧(平成30年度)

助成金コース	概要	助成額 ※<>内は生産性要件(58歳未満)を満たした場合の助成額(1,000円未満は切り捨て)	頁
トライアル雇用助成金			
1. 若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース又は障害者トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)	6
人材確保等支援助成金			
1. 雇用管理制度助成コース(建設分野)	【整備助成】人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成	【整備助成】 第1回:57万円<72万円> 第2回:85.5万円<108万円>	8
	【登録基幹技能者の処遇向上支援助成】雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	【登録基幹技能者の処遇向上支援助成】 1人あたり年額6.65万円<8.4万円>(最長3年)	12
2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)	【事業主経費助成】若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主に対して助成	【事業主経費助成】(中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/4> (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/5> ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額7,600円<9,600円>加算(最長6日間)	16
3. 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)	【作業員宿舎等設置助成】被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主	【作業員宿舎等設置助成】 支給対象経費の2/3	22
	【女性専用作業員施設設置経費助成】自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	【女性専用作業員施設設置経費助成】 支給対象経費の3/5<3/4>	28
人材開発支援助成金			
1. 建設労働者認定訓練コース	【経費助成】職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主(※1) (※1)広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主に限る	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6	31
	【賃金助成】雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主(※2)に対して助成 (※2)人材開発支援助成金(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース)の支給を受けた中小建設事業主に限る	【賃金助成】 1人あたり日額4,750円<6,000円>	33
2. 建設労働者技能実習コース	【経費助成/賃金助成】雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主に対して助成	【経費助成】(20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4<9/10>(※1) (21人以上の中小建設事業主)(※2) 35歳未満 支給対象費用の7/10<17/20> 35歳以上 支給対象費用の9/20<3/5> (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5<3/4>(※3) (※1)被災三県については10/10 (※2)被災三県については4/5 (※3)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る	34
		【賃金助成】(一の技能実習につき最長20日間) (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額7,600円<9,600円> (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額6,650円<8,400円>	

PL300409建港01

旧建設労働者確保育成助成金からの変更点 ～助成コースの整理について～

平成30年4月1日から、「建設労働者確保育成助成金」の各コースについては、下記のとおり、助成目的別にトライアル雇用助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金（以下、「建設事業主等に対する助成金」という。）に統合します。

【平成29年度】

【整理統合後(平成30年度)】

建設労働者確保育成助成金	
①若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース	
②雇用管理制度助成コース	
③登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース	
④若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース	
⑤建設広域教育訓練コース（うち推進活動経費助成）	
⑤建設広域教育訓練コース（うち施設設置等経費助成）	
⑥作業員宿舎等設置助成コース	
⑦女性専用作業員施設設置助成コース	
⑧認定訓練コース	
⑨技能実習コース	

建設事業主等に対する助成金

トライアル雇用助成金	
①若年・女性建設労働者トライアルコース	若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成（※1）
人材確保等支援助成金	
①雇用管理制度助成コース（建設分野）	<1>人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主（※2）、 <2>雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主（※2） に対して助成
②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	<1>若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体（※2）、 <2>建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人（※2） に対して助成
③作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	<1>被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主（※2）、 <2>自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主（※2）、 <3>認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人（※2） に対して助成
人材開発支援助成金	
①建設労働者認定訓練コース	<1>職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※2、※3）、 <2>雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※2、※4） に対して助成
②建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成（※2）

※1 平成30年4月1日以降に開始するトライアル雇用から適用されます。

※2 平成30年4月2日以降に提出する計画届に係る事業から適用されます。ただし、計画届の提出が不要なコース（雇用管理制度助成コース（建設分野）<1>、建設労働者認定訓練コース<2>）については、支給要件となっている助成金（人材開発支援助成金・人材確保等支援助成金）に係る計画届を平成30年4月2日以降に提出された場合に適用されます。

※3 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限ります。

※4 人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けた中小建設事業主に限ります。

助成金の利用に当たってのご注意

(1) 申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。(提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に御相談ください。)

(2) 現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求めています。

これらの確認などに御協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、又は受けようとした場合(以下「不正受給」という)、若しくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

- 不支給決定又は支給決定の取消
- 不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日から3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。
- 返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金(法定利息)が加算されます。

(4) 書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類(訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など)は、この助成金に関する支給(不支給)決定日から起算して5年間保存してください。

助成金の不支給要件

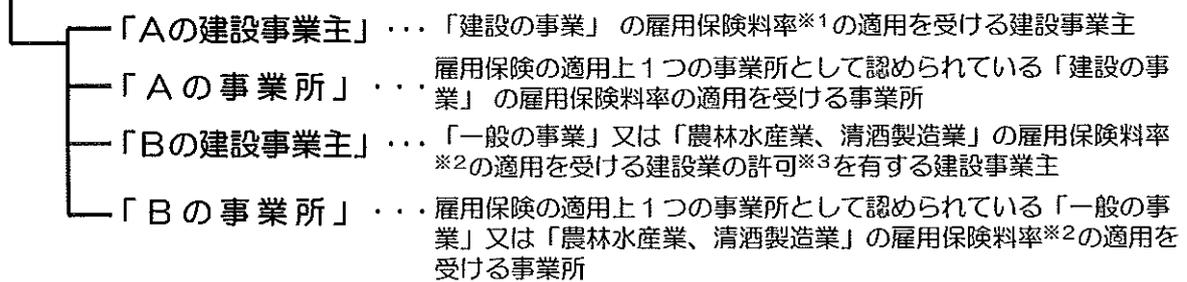
次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
 - 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
 - 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
 - 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
 - 5 暴力団関係事業所の事業主等
 - 6 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
 - 7 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主等
 - 8 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等
- ☆ その他の支給要件については、各コースのページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局又はハローワークに御相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

パンフレットの用語について

「建設事業主」 建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指します。

※建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。



「中小建設事業主」 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

「建設事業主団体」 建設事業主の団体又はその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動等の状況からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体をいいます。

「中小建設事業主団体」 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が3分の2以上の団体をいいます。

「雇用管理責任者」 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れ及び配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務とされています。

また、事業主は雇用管理責任者の氏名を掲示する等により労働者に周知するとともに、雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

厚生労働省では毎年委託事業として、雇用管理責任者に向けた「雇用管理研修」を実施しています（参加無料）。詳細についてはhttp://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/index.htmlをご覧ください。

※1 「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」として、雇用保険料率12/1,000（平成30年度）の適用を受ける事業主

※2 平成30年度における雇用保険料率は「一般の事業」が9/1,000であり、「農林水産業、清酒製造業」が11/1,000です。

※3 建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事	電気通信工事	
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	水道施設工事	
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	
							解体工事

賃金の支払いについて

事業主が労働者に本助成金の対象となる訓練等を受講させるためには、事業主から労働者に対し、訓練等の受講にかかる業務命令が行われることとなります。

業務命令により労働者に訓練等を受講させることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として賃金の支払いが必要となります。本助成金の申請にあたり、賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は助成を行うことができませんので御注意ください。

生産性要件について

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた建設事業主に対しては人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）（整備助成）／（登録基幹技能者の処遇向上支援助成）、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主経費助成）、作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成）、建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成））の助成額を増額します。

- (1) 具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成額を増額加算します。
- (2) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。
 - ② 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（※1）
- (3) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数} (\text{※2})}$$

※1 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

※2 「生産性」の計算においては、「短期雇用特例被保険者」及び「日雇労働被保険者」を除きます。

- なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中（助成金の支給申請等を行う直近の会計年度からその3年前の会計年度の間）に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

生産性要件の算定について

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。
ダウンロードはこちらから↓
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- なお、生産性要件を満たした建設事業主が増額された助成額での支給申請を行う場合は、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類（「損益計算書」、「総勘定元帳」）などの提出が必要となります。
- 助成額を増額を受けない場合、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類の提出は必要ありません。

トライアル雇用助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース

1. 若年・女性建設労働者トライアルコースの概要

- ・建設業務の経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、一定期間試用雇用を行うことで、若年及び女性労働者の入職促進に取り組む中小建設事業主に対して助成するものです。
- ・トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の利用にあたっては、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給決定を受けたことが要件となります。

2. 受給できる中小建設事業主

次の要件のいずれにも該当するAの中小建設事業主

- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・雇用保険法施行規則によるトライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給決定を受けたこと
- ・雇用管理責任者を選任していること

3. 算定の対象となる建設労働者

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース（週20時間未満の短時間労働者は除く））の対象となった者のうち次の要件のいずれも満たす者

- ・トライアル雇用の開始日時点で35歳未満の者又は女性
- ・主として建設工事現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者又は施工管理を行う者（設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません）
※「主として」とは実労働時間の半分を超える時間を従事することをいいます。

4. 助成額

算定の対象となる建設労働者1人につき、月額4万円です（1人につき最長3か月まで）。

ただし、次のイまたはロの場合、その月分の月額は、それぞれに示す期間中に実際に就労した日数に基づいてハによって計算した額となります。

イ 次の（1）又は（2）のいずれかの場合であって、支給対象期間が1か月に満たない月がある場合

（1）支給対象者が支給対象期間の途中で離職（次のa～dのいずれかの理由による離職に限る）した場合は離職日の属する月の初日から当該離職日までの期間中に実際に就労した日数

- a 本人の責めに帰すべき理由による解雇
- b 本人の都合による退職
- c 本人の死亡
- d 天災その他のやむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

（2）トライアル雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合は、常用雇用への移行日の前日の属する月の初日から当該移行日の前日までの期間中に実際に就労した日数

ロ 支給対象者本人の都合による休暇またはトライアル雇用事業主の都合による休業があった場合その1か月間に実際に就労した日数（ただし年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられている休暇は就労した日数とみなす）

ハ 支給対象期間中のある月において、支給対象者が就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合（A）（※）が次の表の左欄の場合、当該月の月額は右欄になります。

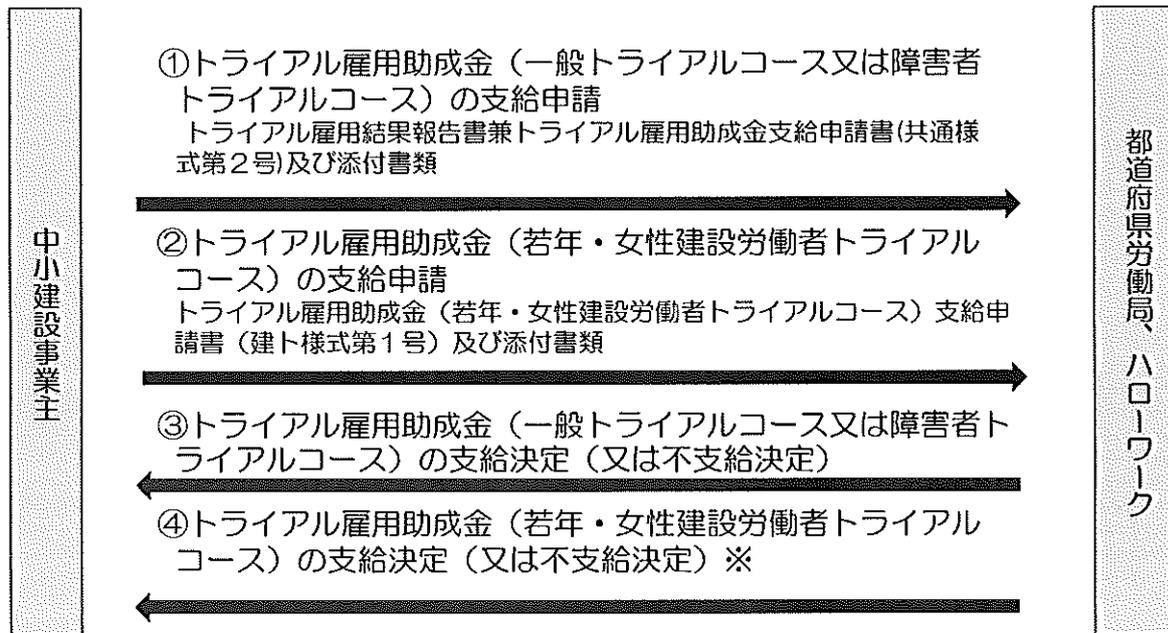
※Aは次のとおり算出してください。

$$A = \frac{\text{支給対象者が1か月間に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が当該1か月間に就労を予定していた日数}}$$

割合	月額
$75\% \leq A$	4万円
$50\% \leq A < 75\%$	3万円
$25\% \leq A < 50\%$	2万円
$0\% < A < 25\%$	1万円
$A = 0\%$	不支給

6. 手続き

トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアル雇用助成コース）の支給を受けようとする中小建設事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、トライアル雇用終了日（精神障害者をトライアル雇用する場合は、トライアル雇用を実施してから6か月経過後又はトライアル雇用終了後のいずれか早い日）の翌日から起算して原則2か月以内に、事業所を管轄する労働局（都道府県労働局によってはハローワークでも受け付ける場合があります。）に提出してください。



※ 支給決定には③においてトライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給決定を受けていることが必要です。

5. 提出書類

45ページをご覧ください。

表1

労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科 時間	実 技 時間
労働安全衛生規則第36条		
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械〔整地・運搬・積込用及び掘削用〕の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 テリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	—
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)	6	—

表2

労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する 安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び採掘用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	(試験及び補習)*	9
3 移動式クレーン運転実技教習	(試験及び補習)*	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	—	—
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	—
6 すい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	—
7 すい道等の覆工作業主任者技能講習	13	—
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	—
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	—
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	—
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	—
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	—
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	—
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	—
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	10	7
〃	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 運転技能講習	13	25
〃	9	25
〃	13	5
〃	9	5
〃	5	5
〃	4	2

表3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
〃	6	5
〃	2	1
〃	9	5
〃	13	5
〃	9	25
〃	3	2
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
〃	4	5
〃	6	15
〃	7	15
〃	10	15
〃	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
〃	7	4
〃	11	4
〃	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
〃	6	6
〃	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
〃	9	6
〃	12	6
〃	11	5
〃	11	4

※ 法定の教習時間（実技の時間）とは別に、学科試験に向けた独自の試験及び補修を実施した場合は助成対象に含めます。

平成30年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:平成30年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
 ・介護保険料率:平成30年3月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率:平成29年4月分～ 適用

(鹿児島県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.11%		11.68%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,863.8	2,931.9	6,774.4	3,387.2		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,874.8	3,437.4	7,942.4	3,971.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,885.8	3,942.9	9,110.4	4,555.2		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,896.8	4,448.4	10,278.4	5,139.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,907.8	4,953.9	11,446.4	5,723.2	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,514.4	5,257.2	12,147.2	6,073.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	11,121.0	5,560.5	12,848.0	6,424.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,929.8	5,964.9	13,782.4	6,891.2	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,738.6	6,369.3	14,716.8	7,358.4	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,547.4	6,773.7	15,651.2	7,825.6	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,356.2	7,178.1	16,585.6	8,292.8	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	15,165.0	7,582.5	17,520.0	8,760.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	16,176.0	8,088.0	18,688.0	9,344.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	17,187.0	8,593.5	19,856.0	9,928.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	18,198.0	9,099.0	21,024.0	10,512.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	19,209.0	9,604.5	22,192.0	11,096.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	20,220.0	10,110.0	23,360.0	11,680.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	22,242.0	11,121.0	25,696.0	12,848.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	24,264.0	12,132.0	28,032.0	14,016.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	26,286.0	13,143.0	30,368.0	15,184.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~ 290,000	28,308.0	14,154.0	32,704.0	16,352.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~ 310,000	30,330.0	15,165.0	35,040.0	17,520.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~ 330,000	32,352.0	16,176.0	37,376.0	18,688.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~ 350,000	34,374.0	17,187.0	39,712.0	19,856.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~ 370,000	36,396.0	18,198.0	42,048.0	21,024.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~ 395,000	38,418.0	19,209.0	44,384.0	22,192.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~ 425,000	41,451.0	20,725.5	47,888.0	23,944.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	~ 455,000	44,484.0	22,242.0	51,392.0	25,696.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~ 485,000	47,517.0	23,758.5	54,896.0	27,448.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~ 515,000	50,550.0	25,275.0	58,400.0	29,200.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~ 545,000	53,583.0	26,791.5	61,904.0	30,952.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~ 575,000	56,616.0	28,308.0	65,408.0	32,704.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~ 605,000	59,649.0	29,824.5	68,912.0	34,456.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000	62,682.0	31,341.0	72,416.0	36,208.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000	~ 665,000	65,715.0	32,857.5	75,920.0	37,960.0		
36	680,000	665,000	~ 695,000	68,748.0	34,374.0	79,424.0	39,712.0		
37	710,000	695,000	~ 730,000	71,781.0	35,890.5	82,928.0	41,464.0		
38	750,000	730,000	~ 770,000	75,825.0	37,912.5	87,600.0	43,800.0		
39	790,000	770,000	~ 810,000	79,869.0	39,934.5	92,272.0	46,136.0		
40	830,000	810,000	~ 855,000	83,913.0	41,956.5	96,944.0	48,472.0		
41	880,000	855,000	~ 905,000	88,968.0	44,484.0	102,784.0	51,392.0		
42	930,000	905,000	~ 955,000	94,023.0	47,011.5	108,624.0	54,312.0		
43	980,000	955,000	~ 1,005,000	99,078.0	49,539.0	114,464.0	57,232.0		
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000	104,133.0	52,066.5	120,304.0	60,152.0		
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000	110,199.0	55,099.5	127,312.0	63,656.0		
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000	116,265.0	58,132.5	134,320.0	67,160.0		
47	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000	122,331.0	61,165.5	141,328.0	70,664.0		
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000	128,397.0	64,198.5	148,336.0	74,168.0		
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000	134,463.0	67,231.5	155,344.0	77,672.0		
50	1,390,000	1,355,000	~	140,529.0	70,264.5	162,352.0	81,176.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.11%)に介護保険料率(1.57%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成30年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.23%)を乗じて得た額の総額となります。